

承認施設基準一覧 《特掲診療料》

- 外来栄養食事指導料の注2・注3に規定する基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料 イ・ロ・ハ・ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 移植後患者指導管理料(臓器移植後・造血幹細胞移植後)
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助医療管理料 1
- 二次性骨折予防継続管理料 1・3
- 下肢創傷処置管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- 救急外来医学管理料1(注3救急外来緊急検査対応加算・注7院内トリアージ実施体制加算)
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料 1
- 外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する連携充実加算
- 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ニコチン依存症管理料(情報通信機器を用いた診療体制を有する)
- 療養・就労両立支援指導料の注3に掲げる相談支援加算
- 心不全再入院予防継続管理料1・2
- 遺伝性疾患療養指導管理料
- がん治療連携計画策定料
- 外来排尿自立指導料
- ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- こころの連携指導料(Ⅱ)
- プログラム医療機器等指導管理料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料 1・2
- 医療機器安全管理料(歯科)
- 精神科退院時共同指導料 2
- 歯科治療時医療管理料
- 口腔機能実地指導料
- 救急患者連携搬送料1
- 在宅酸素療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料(注2持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算・注3に規定する遠隔モニタリング加算)
- 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料1・2
- 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- 持続血糖測定器加算(間歇注入シリッジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- 遺伝学的検査
- 染色体検査の注2に規定する基準
- 骨髄微小残存病変測定
- BRCA1/2遺伝子検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- 先天性代謝異常症検査
- 抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- 検体検査管理加算(Ⅰ)・(Ⅳ)
- 国際標準検査管理加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップティルト試験
- 終夜睡眠ポリグラフィ(安全精度管理下で行うもの)
- 脳波検査判断料1
- 神経学的検査
- 補聴器適合検査
- コンタクトレンズ検査料 1
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- 前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- 経気管支凍結生検法
- 壁側胸膜凍結生検法
- 画像診断管理加算4
- CT撮影及びMRI撮影
- 冠動脈CT撮影加算
- 血流予備量比コンピューター断層撮影解析
- 外傷全身CT加算
- 心臓MRI撮影加算
- 乳房MRI撮影加算
- 小児鎮静下MRI撮影加算
- 頭部MRI撮影加算
- 肝エラストグラフィ加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算 1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- がん患者リハビリテーション料
- リンパ浮腫複合的治療料
- 集団コミュニケーション療法料
- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- 児童思春期精神科専門管理加算
- 療養生活継続支援加算
- 心理支援加算
- 児童思春期支援指導加算1
- 通院・在宅精神療法の注13の施設基準
- 救急患者精神科継続支援料
- 認知療法・認知行動療法 1
- 精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- 精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る)
- 医療保護入院等診療料
- 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- 多血小板血漿処置
- 硬膜外自家血注入
- エタノールの局所注入(甲状腺)
- エタノールの局所注入(副甲状腺)
- 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合 1)
- 導入期加算 2, 腎代替療法実績加算及び腎代替療法診療体制充実加算
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
- 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ストーマ合併症加算
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 皮膚移植術(死体)
- 自家脂肪注入
- 組織拡張器による再建手術(一連につき)(乳房(再建手術)の場合(内視鏡下によるものを含む。))に限る)
- 四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- 骨悪性腫瘍・類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 脛骨遠位骨切り術
- 骨移植術(軟骨移植術を含む)(自家培養軟骨移植術に限る)
- 人工膝関節置換術(手術支援装置を用いるもの)
- 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- 椎間板内酵素注入療法
- 腫瘍脊椎骨全摘術
- 緊急穿頭血腫除去術
- 脳腫瘍覚醒下マッピング加算
- 内視鏡下脳腫瘍生検術および内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(過活動膀胱)
- 角結膜悪性腫瘍切除手術
- 角膜移植術(内皮移植加算)
- 羊膜移植術
- 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
- 緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)

承認施設基準一覧 《特掲診療料》

- 緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- 毛様体光凝固術(眼内内視鏡を用いるものに限る)
- 網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)
- 網膜再建術
- 経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
- 人工中耳植込術
- 植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- 耳管用補綴材挿入術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術5型(拡大副鼻腔手術)及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。)
- 上咽頭腫瘍摘出術、中咽頭腫瘍摘出術、下咽頭腫瘍摘出術、喉頭蓋嚢腫摘出術及び喉頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む)
- 内喉頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- 喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)
- 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術
- 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)(MRIによるもの)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)(内視鏡下によるものを含む。))及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)(内視鏡下によるものを含む。)
- 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 気管支バルブ留置術
- 胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- 胸腔鏡下弁形成術
- 胸腔鏡下弁置換術
- 弁置換術(大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。)
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 不整脈手術(左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)に限る)
- 不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)に限る)
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- 両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極除去術
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- 経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- 補助人工心臓
- 植込型補助人工心臓(非拍動流型)
- 経皮的下肢動脈形成術
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(傍大動脈)
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- 胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- 腹腔鏡下肝切除術
- 腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下小切開副腎摘出術
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 尿道狭窄グラフト再建術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 精巣温存手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下子宮癒痕部修復術
- 体外式膜型人工肺管理料
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に規定する手術
(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る)
(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮付属器腫瘍摘出術)
- 外科医療確保特別加算
- 輸血管理料 I
- 輸血適正使用加算
- 貯血式自己血輸血管理体制加算
- コーディネート体制充実加算
- 自己生体組織接着剤作成術
- 自己クリオプレシピテート作製術(用手法)
- 同種クリオプレシピテート作製術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 麻酔管理料 I・II
- 周術期薬剤管理加算
- 歯科麻酔管理料
- 歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(II)
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合(寡分割照射に係るものに限る。)&及び強度変調放射線治療(IMRT)の前立腺癌に対する前立腺照射(寡分割照射に係るものに限る。)
- 強度変調放射線治療(IMRT)
- 画像誘導放射線治療加算(IGRT)
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 画像誘導密封小線源治療加算
- 病理診断管理加算 2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 国際標準病理診断管理加算
- 口腔病理診断管理加算 2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 入院ベースアップ評価料